

令和5年度 第2次小山町環境基本計画策定業務 企画提案仕様書

1 件名

令和5年度 第2次小山町環境基本計画策定業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、小山町環境基本計画の評価を行い、第2次小山町環境基本計画を策定することを目的とする。

4 調査対象地域

本業務の調査対象地域は、小山町全域とする。

5 業務内容

(1) 基本的事項検討

計画策定の背景、社会情勢や環境の変化、計画の基本的事項をとりまとめる。

(2) 基礎調査

ア 環境の現状把握

既存資料調査により、環境の現状（生活環境、自然環境、快適環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動）を把握し、町の特徴・課題を整理する。

なお、環境の現状把握にあたっては、動植物目録作成（普通種、レッドリスト、特定外来生物を含む）、GIS解析（土地利用・植生の変遷等）を含めるものとする。

イ 環境関連計画・施策の把握

関連計画や安協関連施策の実施状況などを把握する。

(3) 目標・取り組み、進行管理の検討

基礎調査結果をふまえた上で、環境基本計画の目標、取り組み、進行管理についてとりまとめる。なお、第2次小山町環境基本計画策定において「第5次小山町地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を組み入れるため、その点を考慮すること。

(4) 各種会議の運営補助

ア 環境審議会

環境審議会（3回）の資料を作成するとともに、出席し、説明補助を行う。

イ 庁内会議

庁内会議の会議資料原案（3回）を作成する。

(5) 計画書の原稿作成

各種会議の検討結果及びパブリックコメントの意見集約結果をふまえて、計画書の原稿を作成する。

(6) 概要版パンフレット原稿作成

計画の概要版パンフレット原稿（A4判、8ページ）を作成する。

(7) 報告書作成

上記の業務内容すべてを、報告書にとりまとめる。

(8) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、着手時、中間時（1回）、納品時とする。

6 留意事項

- (1) 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て小山町に移転すること。
- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (4) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、小山町個人情報保護法施行条例（令和4年小山町条例第32号）を遵守しなければならない。
- (5) 小山町は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (6) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、小山町に提出すること。
- (7) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、小山町が承諾した場合はこの限りでない。

7 成果品

- (1) 提出物

ア	報告書	1部
イ	報告書の原稿データ（電子媒体）	1式
ウ	計画書・概要版（印刷用データ・電子媒体）	1式

(2) 提出場所

小山町役場住民福祉部くらし環境課

(3) 提出期限

令和6年2月29日

8 その他

本仕様書は事業の概要を示したものであり、詳細については、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて決定するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは小山町と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。